よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

キプロス共和国　平成二十八年八月八日
ザンビア共和国　平成二十八年八月十八日
ジョージア　平成二十八年八月二十一日
モナコ公国政府は、前記の条約の加入書を平成二十八年六月三十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年九月二十八日にモナコ公国について効力を生ずる。

（平成二十八年五月十日付け、同年五月二十日付け、同年五月二十三日付け及び同年六月三十日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年八月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百四十号

平成二十八年八月十七日にアビジャンで、ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十六億五千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　川村裕在コートジボワール大使
コートジボワール側　アブダッラー・アルベール・トワケス・マブリ外務大臣

平成二十八年八月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百四十一号

平成二十八年八月五日に東京で、セネガル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣
セネガル側　マンクール・ンジャイ外務・在外セネガル人大臣

平成二十八年八月二十九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県新見市千屋花見字山神谷一三七六の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市・牧之原市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成九年十月十七日農林水産省告示第千五百五十六号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県伊東市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）